

○上牧町フリースクール設置条例

令和4年9月22日
条例第19号

(設置)

第1条 上牧町立学校設置条例(昭和39年3月条例第3号)に規定する小学校及び中学校に学籍を有する児童及び生徒並びに町内に住所を有し、町の区域外の小学校及び中学校に学籍を有する児童及び生徒(以下この条において「児童等」という。)であつて、不登校等の状態にある児童等(以下この条において「不登校児童等」という。)に対し、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)に規定される基本理念に則り、不登校児童等の小学校及び中学校への復帰並びに社会的な自立に寄与することを目的に、居場所の創出、学習支援等を行うフリースクールを設置する。

(名称及び位置)

第2条 フリースクールの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
Smile Farm かんまき	上牧町大字上牧3347番地

(管理)

第3条 フリースクールは、教育委員会が管理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、フリースクールの管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。